

情報公開・個人情報保護審議会 報告事項

件名	家庭訪問型子育てボランティア（ホームスタート）推進事業の委託について
----	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部 子どもサービス課 事業係）

事業の概要

事業名	家庭訪問型子育てボランティア（ホームスタート）推進事業
担当課	子どもサービス課
目的	孤立している親を支援し、虐待の発生を予防するとともに、地域住民が子育て支援に参加し、自己実現を図る。
対象者	未就学児（6歳以下）のいる家庭
事業内容	<p>本事業は1973年に英国で始まり、研修を受けた子育て経験者（ボランティア）が、未就学児（6歳以下）のいる訪問を希望した家庭に、週1回2時間程度、定期的に約2～3ヶ月間無償で訪問する事業。滞在中は子育ての悩みを聞いたり、親と一緒に育児や家事などをする事業で、現在では22カ国に広がっている。日本では、特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンによる養成講座カリキュラムや講師派遣などのシステム（様式等を含む）により現在13ヶ所で実施されている。</p> <p>1 研修・登録（ボランティア10名・コーディネーター1名の養成）</p> <p>ボランティア10名コーディネーター1名を養成し、「HSホームビジター登録用紙」によりボランティアの属性に関する情報（氏名・住所・電話番号等）を登録する。</p> <p>2 家庭訪問（30世帯）</p> <p>研修を受けたボランティア10名がコーディネーターの支援により各家庭を訪問する。（申込・紹介⇒ 初回訪問⇒ マッチング⇒ 同行訪問⇒ 定期訪問）</p> <p>特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパンが定める書式 ①HSホームビジター申込書（兼紹介書）②関係機関・関係者からの紹介書③コーディネーターによる初回訪問記録シートにより利用者の属性に関する情報（氏名・住所・電話番号・家庭状況等）の収集を行い、傾聴と協働による家庭訪問型の子育て支援を実施する。</p> <p>☆特定非営利活動法人ホームスタート・ジャパン（HS）☆</p> <p>2006年 任意団体として「ホームスタート・ジャパン」を設立。「ホームスタート」活動の国際的な普及を図っている「ホームスタート・インターナショナル」加盟。</p> <p>2009年 日本で初の「ホームスタート・オーガナイザー養成コース」開催（13地域から参加）。各地で本格的なスキーム立ち上げ開始。特定非営利活動法人（NPO法人）取得。</p>

件名 家庭訪問型子育てボランティア(ホームスタート)推進事業の委託について

保有課(担当課)	子どもサービス課
登録業務の名称	家庭訪問型子育てボランティア(ホームスタート)推進事業
委託先	社会福祉法人 二葉保育園 地域子育て支援センター二葉
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	《委託先に収集させる項目》 ①ボランティアの属性に関する情報 名前・生年月日・性別・郵便番号・住所・電話番号・携帯番号・ファックス・メールアドレス・推薦人の氏名 ②利用者の属性に関する情報 生年月日・性別・郵便番号・住所・電話番号・家族構成(氏名・続柄・生年月日・備考) 携帯番号・紹介者(氏名・機関・住所・電話・備考) 携帯番号・ファックス・メールアドレス・推薦人の氏名 訪問記録・評価(訪問日時・家族の様子・ニーズ等)
処理させる情報項目の記録媒体	紙、パソコンのハードディスクドライブ
委託理由	本事業は協働事業提案制度により社会福祉法人 二葉保育園 地域子育て支援センター二葉を委託先として採択した事業である。本事業者は、保育園運営の第一人者であり、また、乳児院も運営し、その実績が高く評価できる。また、地域子育て支援センター二葉を運営しており、地域に根ざした拠点としても適している。本事業はシステム化された世界的な活動であり、実施に当たり個人情報を委託先が収集することは欠かせないものである。
委託の内容	未就学児(6歳以下)がいる家庭にボランティアが訪問する、イギリス発祥の「家庭訪問型子育て支援」である。導入国では虐待予防対策の1つとして政府や自治体の支援策に位置づけられている。「親が親をサポートする」活動。ホームビジターと呼ばれる一定の研修を受けたボランティアは子育て経験のある人が大半で、訪問を希望した家庭へ週1回2時間程度、定期的に約2～3ヶ月間無償で訪問し、滞在中「傾聴」(話を聞き)「協働」(一緒になにかをする)などの活動をする。 ①コーディネーターの設置 ②ボランティアの養成 ③ボランティアの派遣
委託の開始時期及び期限	平成23年4月1日 から 平成24年 3月31日まで 事業評価により以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電子的媒体(PC)の使用にあたってはパスワード等を使用し、情報保護を図る。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。